

支援業務の実施に関する計画

【一 組織、人員および運営に関する事項】

□ 事業企画部（代表取締役／取締役）

- ・居住支援法人の運営に関する情報の収集及び新商品の開発等については、事業企画部が運営する。

□ 居住支援事業部（居住支援法人：常勤者1名）

- ・居住支援事業における支援業務については、居住支援事業部にて運営する。
- ・営業時間：平日（月～金） 9:00～18:00
- ・苦情相談窓口
 - 住所：福井県福井市町屋3丁目17-6 メゾンイレブン 1階
 - 連絡先：TEL：(0776) 76-2798/FAX：(0776) 76-2799
Eメール：match-moto@alp-alliance.com
 - 受付時間：月曜日～金曜日 10:00～18:00

（居住支援事業部における支援業務内容）

- ・入居前支援（不動産／物件同行、家賃債務保証の提供他）
- ・入居中支援（見守りセンサーの確認【10時／15時】、定期訪問、定期連絡他）
- ・退去時支援（家賃債務保証における退去時支援、残置物の処理等に関するモデル項目を活用した退去時支援他）

（役員及び担当職員の保有資格）

「不動産系の資格」

- ・宅地建物取引士
- ・不動産賃貸経営管理士
- ・相続支援コンサルタント

「お金及び資産設計の資格」

- ・ファイナンシャルプランナー

「福祉系の資格」

- ・介護福祉士
- ・訪問介護2級養成研修課程

「その他の資格」

- ・少額短期保険募集人
- ・福祉住環境コーディネーター2級

（実績等）

- ・住まい環境整備モデル事業【共同提案者】（令和5年/6年/7年度）
- ・みんなスマイル事業《サブリース型》【共同提案者】（令和7年度）
- ・みんなスマイル事業《多主体連携型》【共同提案者】（令和7年度）
- ・（一社）全国居住支援法人協議会 研修委員として
 - 地域拠点整備事業（北陸3県合同研修会）の開催（令和7年度）
 - 国土交通省主催 居住支援研修会 講演（令和7年度） 他

【二 支援業務の概要および実施の方法に関する事項】

みまもり支援付き家賃債務保証審査が通らない場合においても家主又は不動産事業者が見守りセンサーの導入により連絡保証人なしで入居を承諾した際には、残置物処理等業務規程に則り、国土交通省残置物の処理等に関するモデル条項を活用した支援を行うものとする。

□ 残置物処理等業務規程（抜粋）

・ 残置物処理等業務の実施の手順に関する事項

- (1) 指定残置物の指定
- (2) 賃貸借契約の解除
- (3) 「委任者死亡時通知先」への通知
- (4) 残置物の状況に係る確認・記録
- (5) 残置物の処理作業

・ 残置物処理等業務の委託に関する事項

一般社団法人家財整理相談窓口の会員事業者又は、福井市一般廃棄物収集運搬業許可業者に残置物処理等業務の一部を委託する。

・ 残置物処理等業務に関する費用の請求その他金銭の授受に関する事項

残置物処理等業務提供のための費用については、委任者から所定の残置物処理等業務費用を徴収する又は、敷金、保険金等の活用を契約前に説明を行うものとする。

□ 残置物処理等業務における対価について

・ 残置物処理等業務を行う上での対価

残置物処理等業務を受任する上では月額及び年額の費用は発生しないものとする。

ただし、非指定残置物を廃棄する際に発生する廃棄料については、全国居住支援法人協議会が取り扱う保険契約商品から拠出するため、その保険料については、委任者が（住宅確保要配慮者）が支払うものとする。

備考）記載欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること

法第 61 項第 1 項の規定による変更の認可申請の場合は、新たに行う業務に係るものに限る

様式第2号（要綱第3条、第5条関係）

【三 地方公共団体との連携、他の居住支援の関係者（民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、福祉に関する活動を行う者）との連携に関する事項】

□ 地方公共団体との連携

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守する必要があり、福井市においては、市民生活部 環境廃棄物対策課 と居住支援法人の業務内容の理解並びにモデル条項を活用した残置物処理における特定一般廃棄物収集運搬業者の指定なども協議し、双方向の意見交換等を図る。

□ 他の居住支援の関係者との連携

一般社団法人家財整理相談窓口の会員事業者に加盟する福井県内の居住支援法人との連携を基本に支援業務にあたる。

【四 支援業務に係る人材の確保および資質の向上に関する事項】

□ （一社）全国居住支援法人協議会並びに（一社）居住支援全国ネットワークの加盟
全国の居住支援団体等他への加盟をしており、各団体等への研修会への参加や意見交換等により、支援業務における資質の向上に努める。

□ 福井居住支援法人ネットワーク協議会の活動

単独で解決できない場合にも福井県内における居住支援法人間の連携を行うことで、支援業務に繋げる。

□ 高齢者等終身サポート事業団体や各関連団体の研修会への参加

居住支援事業を運営する上で、各関連団体の研修会や勉強会へ積極的に参加して関連法規も含めて把握するように努める。

備考) 記載欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること

法第61項第1項の規定による変更の認可申請の場合は、新たに行う業務に係るものに限る

様式第2号 別紙（要綱第3条、第5条関係）

支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲

	住宅確保要配慮者	支援業務の対象とする者の範囲
法令において定められた者	<input type="checkbox"/> 低額所得者	
	<input type="checkbox"/> 被災者（災害から3年以内）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者	高齢者の年齢 (60) 歳以上
	<input type="checkbox"/> 身体障害者	
	<input type="checkbox"/> 知的障害者	
	<input type="checkbox"/> 精神障害者 (発達障害者を含む。)	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の障害者	
	<input type="checkbox"/> 子育てをする者 (ひとり親を除く)	最年長の子供の年齢（ ）歳以下 最年少の子供の年齢（ ）歳以上
	<input type="checkbox"/> 子育てをする者（ひとり親）	最年長の子供の年齢（ ）歳以下 最年少の子供の年齢（ ）歳以上
	<input type="checkbox"/> 外国人	
	<input type="checkbox"/> 中国残留邦人等	
	<input type="checkbox"/> 児童虐待を受けた者	
	<input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者等	
	<input type="checkbox"/> DV被害者	
	<input type="checkbox"/> 帰国被害者等	
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等	
	<input type="checkbox"/> 保護観察対象者	
	<input type="checkbox"/> 刑の執行等のための矯正施設に収容されていたもの	
	<input type="checkbox"/> 困難な問題を抱える女性	
	<input type="checkbox"/> 生活困窮者	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が指定する災害の被災者		
都道府県または市区町村の供給促進計画において定められた者	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	